

実は身近にある輸入禁止品

植物検疫という耳馴染みがなく、多くの人には関係のない話だと思われるかもしれませんが、しかし、病害虫は広範囲に潜んでおり、お持ちの植物も輸入禁止品の可能性があります。

以下の地域からは ほとんどの果実・果菜類が輸入禁止！

■ チチュウカイミバエやミカンコミバエの発生地域



- 主な禁止品
- マンゴウ
 - リュウガン
 - グアバ
 - ライチ
 - トウガラシ
 - カンキツ類

以下の地域では コドリングアが発生、ナシなどが輸入禁止！

■ コドリングアの発生地域



- 主な禁止品
- ナシ
 - サクランボ
 - リンゴ
 - モモ
 - ネクタリン
 - 殻付きクルミ

植物検疫とは？

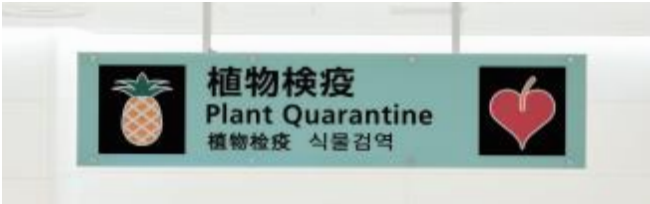
海外で買ったおいしい果物や、きれいな観葉植物。もし、それらに病害虫がついていて、そのまま日本に持ち込んでしまうと、農業に大きな打撃を与える恐れがあります。



植物検疫は、海外からの病害虫の侵入・まん延を防いでいます。日本の農業と緑を守るために、一人ひとりのご協力が必要です。

検疫カウンターにお立ち寄りください

植物類をお持ちの場合は、税関検査の前に「植物検疫カウンター」へ。



植物防疫所お問い合わせ先

横浜植物防疫所	045-211-7153
- 新千歳空港出張所	0123-24-6154
- 成田支所第1ターミナル	0476-32-6694
- 第2ターミナル	0476-34-2352
- 第3ターミナル	0476-34-4270
- 羽田空港支所第2ターミナル	03-6428-9920
- 第3ターミナル	03-5757-9790
名古屋植物防疫所	052-651-0112
- 中部空港支所	0569-38-8433
神戸植物防疫所	078-331-2386
- 関西空港支所	072-455-1936
門司植物防疫所	093-321-2601
- 福岡支所	092-291-2504
- 福岡支所福岡空港担当	092-477-7575
那覇植物防疫事務所	098-868-2850
- 那覇空港出張所	098-857-0054

植物や昆虫の持ち込みには植物検疫以外の規制もあります
ワシントン条約について
経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室
TEL：03-3501-1723
生きた昆虫類の持ち込みについて
環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 TEL：03-3581-3351（代表）
日本語版 2025

この中に、違反をしている人がいます。



持ち込めない植物や
検査証明書が必要な植物があります。

違法な持ち込みは罰則の対象です。

検査証明書を添付せずに輸入した場合や輸入時の検査を受けなかった場合は 3 年以下の拘禁刑、または 300 万円以下の罰金が課せられる場合があります。



植物お持ち帰りルート

日本に植物を持ち込む際の条件と手続きの流れをご案内します。検疫に関する規律の道を辿り、旅先から植物を持って帰ろう。

スタート！

果物・花・豆・コメ・香辛料・漢方薬などの植物を持っている

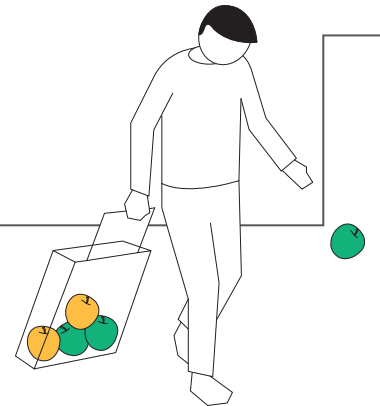
はい
いいえ

一覧から地域を選んで確認したところ、
持ち込むことができない**輸入禁止品**に当てはまった



旅行者用簡易検索情報
持ち込みたい植物を
簡単にチェック！

はい
いいえ

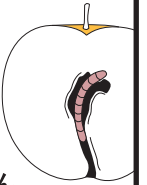


× 輸入禁止品！

輸入禁止品を日本に持ち込むことはできません。

日本未発生で世界的に被害が大きい病害虫が発生している国や地域から、特定の植物を持ち込むことは禁止されています。

※法律で指定された病害虫そのものや、土も輸入禁止品です。
※違反した場合は3年以下の拘禁刑、または300万円以下の罰金が課せられる場合があります。



！確認

- ✓ 輸入検査を受けなくてはいけない？
- ✓ 検査証明書は必要？



輸入検査の対象と
ならない植物について



検査証明書の要否
について

ご不明な点があれば植物防疫所にご相談ください



そのまま税関検査へ
お進みください



輸入検査が必要な
植物に当てはまった



はい
いいえ

検査証明書が必要な
植物に当てはまった



はい
いいえ

検査証明書を持っている



はい
いいえ

輸入検査を受けて
病害虫が発見された



はい
いいえ

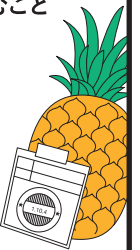
× 持ち込み不可！

検査証明書が添付されていない植物は、日本に持ち込むことができません。次回は、**輸出国で証明書を取得してから**日本に入国してください。

検査で病害虫が発見された場合は、持ち込むことができません。

○ 輸入可能！

検疫を経て日本に持ち帰ることができました。
お疲れさまでした！



○ 検査不要！

家具や製茶のように**高度に加工されたもの**、**小売用の容器に密封されているもの**などは、検疫の対象となりません。

